

事業所責任者様

令和2年4月29日  
幼保連携型認定型こども園  
はっところども園  
園長 片山 雄基

## 5月31日までの特別保育について

令和2年4月7日に「緊急事態宣言」が兵庫県および神戸市において発令されました。緊急事態宣言以降も一定数の感染者が発生し続けているほか、医療機関において感染者が継続的に発生するなど、引き続き予断を許さない状況にあり、緊急事態下における感染拡大を食い止めるために、引き続き、外出自粛の取り組みを徹底する必要があることから、特別保育の期間を5月31日まで延長することとなりました。この発令を受けまして、私共、幼保連携型認定こども園はっところども園では「子ども達の命を守る」「保護者・職員の命を守る」ということを最優先に考慮し、原則、規模を縮小した制限付き園運営の措置を継続いたします。しかし、どうしても家庭保育が困難で、在宅勤務及び有給休暇取得が不可能な場合や、休業補償が不可能な場合は、特別保育の受け入れをさせていただきますので『特別保育依頼書』を記入の上、園にご提出をお願い致します。

提出期限：令和2年5月7日（木）

※提出が遅れる場合はご連絡ください。（078-805-3810）

## 特別保育依頼書

はつとこども園 宛

年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

印

電話

下記の者については、緊急事態宣言期間において、

1. 在宅勤務が不可能であること
2. 有給休暇取得が不可能であること
3. 休業補償が不可能であること

1～3のすべてに該当し、職場へ出勤しなければならない者であると証明する。

保護者氏名	
児童氏名	
勤務先住所	
勤務場所	
職種 仕事の内容	*具体的に記入ください
上記1～3のすべてに該当し、職場へ出勤しなければならない日にちに「○」をつけてください	5/7 (木)・5/8 (金)・5/9 (土) 5/11 (月)・5/12 (火)・5/13 (水)・5/14 (木)・5/15 (金)・5/16 (土) 5/18 (月)・5/19 (火)・5/20 (水)・5/21 (木)・5/22 (金)・5/23 (土) 5/25 (月)・5/26 (火)・5/27 (水)・5/28 (木)・5/29 (金)・5/30 (土)
勤務時間	時 分 ～ 時 分